

令和7年度受験案内

福島県警察職員

少年警察補導員

採用候補者選考予備試験

福島県警察本部

〒 960-8686 福島市杉妻町5-75

TEL 024-522-2151 (代)

1 受付期間

令和7年5月7日（水）から

令和7年6月6日（金）まで

- 受験申込書の提出（郵送）先は、福島県警察本部警務部警務課です。
- 令和7年6月6日（金）の郵便局の消印のあるものまで受け付けます。
- 受付期間前及び受付期間終了後の申込みは、一切受け付けません。

2 第1次試験日

令和7年7月12日（土）

※ 試験日程については募集時点での予定であり、今後変更になることがあります。

3 採用予定人員及び職務内容

採用予定人員	職務内容
1名程度	県内の少年サポートセンター等に勤務し、少年警察活動のうち強制的な権限行使を必要としない、主として少年相談の受理、街頭補導活動、不良行為少年等の継続補導、被害少年の継続支援、有害環境の浄化、広報、啓発活動及び関係機関等との連携等に従事します。

※ 採用予定人員については募集時点での予定であり、今後変更になることがあります。

4 受 験 資 格

受 験 資 格	
双方の条件を満たす者	
1 年齢	昭和60年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者
2 資格・免許	次のいずれかに該当する者
ア	教員、保育士、公認心理師、臨床心理士、社会福祉士等の福祉に関する免許若しくは資格を有する者又は令和8年3月末日までに取得見込みの者
イ	児童自立支援専門員、児童生活支援員、児童福祉司、社会福祉主事、社会教育主事等の任用資格を有する者又は令和8年3月末日までに取得見込みの者
ウ	学校教育法に規定する大学において、教育学、心理学、社会学若しくは福祉学を専修する学科を修めて卒業した者若しくはこれらに相当すると認める課程を修めて卒業した者又は令和8年3月末日までに卒業見込みの者

注) 令和8年3月末日までに、受験資格となっている資格・免許等を取得できなかった場合、又は、受験資格となっている学科を修めて大学を卒業できなかった場合には、採用されません。

● 次のいずれかに該当する者は受験できません。

- 日本の国籍を有しない者
- 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・福島県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 試験日時、試験会場及び合格者発表

試 験 日 時	試 験 会 場	合格者発表
第1次試験 令和7年7月12日(土) 受付 8:00 ~ 8:30 教養試験 8:45 ~ 10:45 論文試験 11:00 ~ 12:00	福島市杉妻町5-75 福島県警察本部 (当日の緊急連絡) 0120-276-314	令和7年 8月1日(金) (予定)
第2次試験 令和7年9月5日(金) ※ 時間、場所等の詳細については、 第1次試験合格者に別途通知します		令和7年 10月1日(水) (予定)

合格者発表は、福島県警察本部のホームページに**合格者の受験番号**を掲載するほか、合格者には文書で通知します。

なお、第1次試験、第2次試験とも**不合格者に対しては通知しません。**

6 試験種目及び内容

試 験 種 目		内 容	
第 1 次 試 験	教 養 試 験	職員として必要な大学卒業程度の一般的知識及び知能についての筆記試験（多肢選択式・40題） 出題予定分野：社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈	
	論 文 試 験	職員として必要な論理性、表現力等についての記述式による筆記試験（800字以内）	
第 2 次 試 験	適 性 検 査	職務遂行に必要な適性についての検査	
	口 述 試 験	人物についての個別面接による試験	
	身 体 検 査 (持参方式)	少年警察補導員として必要な身体的状態及び職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについての検査 (医師の発行する身体検査書の提出により行います。) ※ 費用は受験者の自己負担となります。	
		<身体検査基準>	
視 力		両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が0.8以上であること	
	色 覚 聴 力	職務遂行に支障のないこと	
	その他の 機能	職務遂行に支障のない身体的状態であること	

7 各試験種目ごとの配点及び満点

	第1次試験		第2次試験			満点
試験種目	教養	論文	口述	身体	適性	
配点	40	30	150	適否	適否	220

8 合格者の決定方法等について

- (1) 合格者は、合計点数の高い順に決定されます。
- (2) 第2次試験は第1次試験合格者に対して行い、最終合格者は第1次試験と第2次試験の得点を合計して決定します。
- (3) 適性検査及び身体検査（持参方式）については、得点化する種目ではなく、一定の職務適性や身体的適性があるかどうかを検査する試験であり、合格基準に達しない試験種目が一つでもある場合には、他の試験種目の成績にかかわらず不合格となります。
- (4) 最終合格者から採用辞退者が出た場合等には、追加合格者を決定することがあります。追加合格者を決定する場合は、令和8年3月末日までに福島県警察本部のホームページに掲載するほか、追加合格者に文書で通知します。

9 受 験 手 続

(1) 受験申込みの方法

提出書類	① 受験申込書（所定様式） ○ 受験者本人が必要事項を黒インク又は黒ボールペンで記入してください。 ○ 受験申込書には、写真欄に最近6か月以内に撮影した本人の写真（上半身、正面向き、縦4.0cm、横3.5cm）を貼ってください。 ② 受験資格を満たす証明書の写し ○ 既に取得（卒業）した証明書について、その写しを提出してください。 ○ 取得（卒業）見込みの方は、受験時の提出は不要です。 ③ 受験票 ○ 8頁の作成要領をよく読んで、作成してください。
提出先	○ 提出は郵送とします。 提出書類①、②、③を封筒（角形2号）に入れ、その表面に、「少年警察補導員受験申込み」と朱書きし、必ず 簡易書留 にして郵送してください。 〒960-8686 福島県福島市杉妻町5-75 福島県警察本部 警務部警務課 採用係 宛 ※ <u>簡易書留によらない方法で郵送し、事故が発生した場合の責任は負いません。</u>
受験票の 発 送	受験票は、受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認次第、順次連絡先として指定された住所宛に郵送します。 また、簡易書留の受領証は、受験票が届くまで保管してください。 ※ 試験日の1週間前までに受験票が届かない場合は、福島県警察本部警務部警務課採用係（024-522-2151（内線2643））までお問い合わせください。

(2) 受験の際の注意事項

試験当日 持参するもの	① 受験票 ② 鉛筆及びシャープペンシル（HBに限る） ③ プラスチック消しゴム
その他	○ 遅刻は原則として認めません。 ○ 試験当日は、試験会場に到着後、受験票を受付に提示し、係員の指示に従ってください。 ※ 受験票を忘れたり、紛失した場合には、受験者本人であることを証明できるもの（運転免許証等）を持参し、受付に提示してください。

10 合格から採用まで

- (1) 試験に最終合格した方は、福島県人事委員会の決定を経て、令和8年4月1日付け（予定）で福島県警察職員（行政職）として採用されます。
- (2) 採用後は、福島県警察学校（全寮制）に約1か月間入校するなどして、警察職員として必要な教養を受ける予定です。

11 勤務条件等

(1) 給料月額

ア 初任給は、福島県人事委員会規則に定める基準に基づき決定されます。

[令和7年4月1日現在 初任給基準]

大学新卒者（行政職）	月額 230,300円
------------	-------------

イ 上位の学歴や採用前に職歴を有する場合は、一定の基準により考慮されます。

ウ 福島県人事委員会の勧告に基づいて給与改定が行われます。

(2) 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務（残業）手当、期末・勤勉手当（ボーナス）等が、それぞれ支給要件に応じて支給されます。

(3) 勤務時間等

ア 原則として午前8時30分から午後5時15分までの勤務であり、休日は4週間を通じて8日間です。

イ 時間外勤務を命じる場合があります。（超過勤務手当が支給されます）

ウ 年次有給休暇（年間20日間、繰り越しにより最大40日間）のほか、夏季休暇、子育て・家族看護休暇等の特別休暇を取得することができます。

(4) 福利厚生

ア 地方公務員等共済組合法の規定に基づき健康保険及び厚生年金の給付を、地方公務員災害補償法の規定に基づき公務災害補償を、それぞれ行います。

イ 共済制度により、育児休業手当金や医療費助成のほか、住宅資金等の貸付も行っています。

ウ 県内各地に独身寮や職員住宅があります。

(5) 勤務先

ア 県内の少年サポートセンター等での勤務となります。

イ 福島県内において異動があります。

※ テレワークに関する制度があります。

※ 他の行政機関や団体等に派遣される場合があります。

(6) 従事すべき業務の範囲

少年警察活動のうち強制的な権限行使を必要としない、主として少年相談の受理、街頭補導活動、不良行為少年等の継続補導、被害少年の継続支援、有害環境の浄化、広報、啓発活動及び関係機関等との連携等に従事します。

(7) その他

受動喫煙を防止するための措置として、敷地内禁煙（屋外に喫煙場所設置の場合あり）を行っています。

12 試験結果の提供

この試験の結果（成績）については、次のとおり、受験者本人へ閲覧により提供します。

なお、電話、はがきなどによる請求では提供できませんので、受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証、学生証、マイナンバーカード等）を持参の上、受験者本人が直接下記提供場所へお越しください。

試験	対象者	提供内容	提供期間	提供場所等
第1次試験	第1次試験 <u>不合格者</u>	・ 教養試験の得点 ・ 論文試験の得点 ・ 第1次試験の順位及び合計得点	合格者発表日から1か月間	○場所 福島県警察本部 ○受付時間 平日 午前8時30分～ 午後5時15分 (土日祝日を除く。)
第2次試験	第2次試験 <u>受験者</u>	・ 第1次試験の結果 ・ 口述試験の得点 ・ 適性検査の適否 ・ 身体検査（持参方式）の適否 ・ 総合順位及び総合得点		

※ 適否とは、各試験種目ごとの合格基準に達していたかどうかを表します。

《 第 1 次試験会場案内 》

○ 福島県警察本部

福島市杉妻町 5－75（ＪＲ福島駅東口から徒歩約15分）



※ 試験会場に駐車場はありません。

《 この試験に関する問い合わせ先 》

福島県警察本部警務部警務課 採用係

〒 960－8686 福島市杉妻町 5－75

TEL 024－522－2151（代）（内線 2643）

採用フリーダイヤル 0120－276－314

<http://www.police.pref.fukushima.jp/saiyou>

7 受 験 票 (少年警察補導員)

※ 受験番号 (記入しないこと)		
(ふりがな)		性 別 男・女
氏名		

- 試験日時 令和7年7月12日(土)
- 試験会場 福島県警察本部
- 受 付 8:00 ~ 8:30

※記入しないこと

(切り取り線)

【受験票 作成要領】

(1) 手順

受験票を切り取り線に沿ってはさみで切り離す。
通常はがきの何も書いていない面に、受験票をのり付けする。

(2) 注意事項

受験票は、しっかりとのり付けする。
他のはがき用紙を使用する場合は、必ず85円切手を貼る。

(3) 記入要領

記入には、黒インク又は黒ボールペンを使用する。

- ① 通常はがきの料額印面には、
郵便番号、住所、氏名を正確に記入する。

※ 記載内容確認後、記入した住所に受験票を返送します。

- ② 通常はがきに貼り付けた受験票には、
「氏名」欄に氏名とふりがなを記入する。
「性別」欄は該当する方を丸で囲む。

(4) 提出方法

完成した受験票はがきは、受験申込書等と一緒に提出する。

福島県警察職員採用選考予備試験
受 験 申 込 書

[illegible]

5 免許・資格

受験資格を満たす免許・資格（取得見込みも含む）や所持している各種免許・資格等について記載してください。

免許・資格の種類	種別・段級	取得（見込み）年月日	交付機関名

※添付資料：受験資格を満たす免許・資格については、その免許証等の写しを添付してください。
（受験資格に関係ない免許証等の添付は必要ありません。）

〔宣誓欄〕

私は、次のいずれにも該当しません。また、この申込書に記載した事項は、すべて事実と相違ありません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 福島県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した者

令和 年 月 日

氏 名 _____

〔日付と氏名を必ず本人が記入してください。〕